

東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都地方独立行政法人評価委員会規則(平成17年東京都規則第192号)第4条の規定に基づき、東京都地方独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、公開して行う。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りではない。

(傍聴人に対する指示)

第3条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

(議事録等)

第4条 委員会の議事録及び会議で使用した資料は、公表する。

(分科会の議決)

第5条 東京都地方独立行政法人評価委員会条例(平成16年東京都条例第118号)第5条第6項において規定する、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項については、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月14日から施行する。

別表

事 項	根拠法
業務方法書に対して知事が認可する際の意見	地方独立行政法人法第22条第3項
限度額を超えて短期借入をするに当たって知事が承認する際の意見	地方独立行政法人法第41条第4項
短期借入の借換に当たって知事が認可する際の意見	地方独立行政法人法第41条第4項
特定地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	地方独立行政法人法第49条第2項
一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	地方独立行政法人法第56条第1項